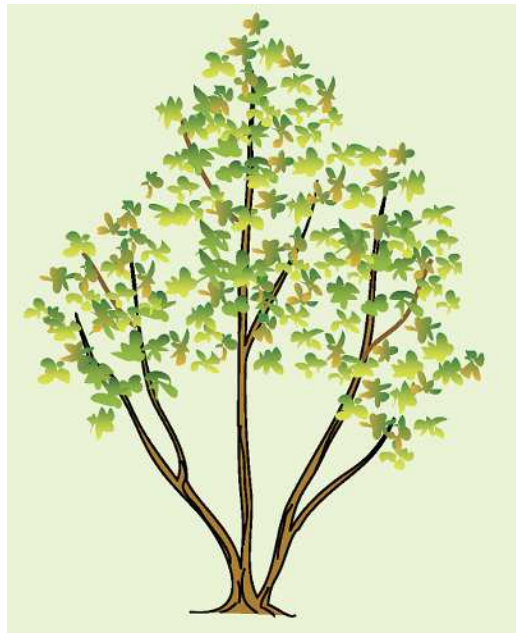


みどりの計画書兼 みどりの計画確認書 提出の手引き

対象：風致地区内等を除く敷地面積150㎡以上250㎡未満



敷地面積250㎡以上及び風致地区内の建築行為等、自動車駐車場の設置については、別冊「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 提出の手引き」をご覧ください。

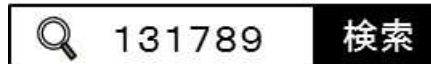
この提出の手引きは世田谷区のホームページから閲覧できます。

世田谷区のホームページ

世田谷区ホームページのトップページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>)

の「検索」または「キーワードで探す」にページ番号(131789)を入力し、検索してください。

届出書等の様式もダウンロードできます。



No.1108

世田谷区

令和6年4月

目次

はじめに	1
1 「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」提出の対象と時期	2
1 - 1 「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」提出の対象	2
1 - 2 届出を要しない区域	3
1 - 3 「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」提出の時期	3
2 緑化基準	4
2 - 1 中木の本数基準	4
2 - 2 中木以外の樹木による換算方法	4
2 - 3 中木の本数基準の特例	5
2 - 4 特殊な建築行為等 (工場等、学校、幼稚園、保育園等、交通関連施設など)	6
3 樹木の伐採	7
3 - 1 既存樹木の保全のお願い	7
3 - 2 やむを得ず樹木を伐採する場合	7
4 建築物緑化認定ラベル	8
5 緑化施設の維持管理	8
6 必要書類と提出の流れ	10
7 計画の取りやめ及び変更	11
8 図面・計画書の作成例	12
9 参考資料	17
10 樹木による緑化へのご協力をお願い	17
11 助成制度のご案内	18
12 関連条文	19
13 様式	24
14 受付・相談窓口	28
15 総合支所街づくり課案内図	29

はじめに

世田谷みどり33に向けて

世田谷は、みどり豊かな住宅街というイメージが定着していますが、宅地化等の進展により、かつてのみどり豊かな世田谷の風景が失われつつあります。貴重なみどりを守り、さらに増やしていくことが課題となっています。

区では、みどりの現状と課題を踏まえ、区制100周年となる2032年に区内のみどり率*33%の達成をめざす、「世田谷みどり33」という目標を設定しています。

この計画に基づく施策のうち、とくに重要となるのが世田谷全体面積の約7割を占める民有地のみどりを守り、増やす取り組みです。世田谷のみどり豊かな環境を、より良いものにしていくため、区民・事業者の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

*みどり率：緑が地表を被う部分に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合。



世田谷区みどりの基本条例に基づく緑化計画の届出

区では、世田谷区みどりの基本条例に基づき、建築行為等に伴うみどりの計画書の届出制度を設けています。計画及び施工にあたっては、緑化基準を遵守し、みどりを増やすとともに、世田谷にふさわしい質の高い緑化の実施をお願いいたします。

敷地面積150㎡以上250㎡未満（風致地区内及び自動車駐車場の設置を除く）は、この手引きをご覧ください。

みどりの計画書の届出対象の拡大

みどりの計画書による緑化計画について、制度発足以来、緑化面積約370ha分の届出を受理しました。しかし、平成18年からの5年間で250㎡未満の宅地における緑被面積は約2.65ha減少しており、宅地数が増加するほどみどりが減少してしまう傾向がみられました。このため、みどりの計画書の届出対象を従来の敷地面積250㎡以上から、敷地面積150㎡以上における建築行為等に拡大し、民有地のみどりの減少に歯止めをかけ、増加させることをめざします。

平成26年4月1日から新たな緑化基準による届出が必要となりました。同日以降に着工する建築物の新築又は増築を対象とします。

敷地面積250㎡以上及び風致地区内、自動車駐車場の設置の場合は、「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書提出の手引き」をご覧ください。手引きは、世田谷区のホームページに掲載しています。ホームページについては表紙をご覧ください。

1 「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」提出の対象と時期

1-1 「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」提出の対象

敷地面積150㎡以上250㎡未満（風致地区内及び自動車駐車場の設置を除く）において、次のいずれかに該当する行為を行うときは、「世田谷区みどりの基本条例」及び「同条例施行規則」に基づき、「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」の提出が必要です。

次に掲げる建築行為を行う場合

- ）建築基準法第6条第1項に規定する確認（同法第6条の2第1項の規定により当該確認とみなされる確認を含み、同法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物の確認を除く。）を要する建築物の新築又は増築
- ）建築基準法第18条第2項に規定する通知（同法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物に係る通知を除く。）を要する建築物の新築又は増築
- ）建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項に規定する計画の認定を申請する建築物の増築
- ）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築（同条第4項の規定による申出がある場合に限る。）
- ）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までに規定する認定を申請する建築物の新築又は増築（同法第6条第2項の規定による申出がある場合に限る。）
- ）都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）
- ）建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築（同法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）
- ）密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第4条第1項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築

世田谷区みどりの基本条例施行規則第20条 P20参照

風致地区に該当する場合及び自動車駐車場を設置する場合は、「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書」の提出が必要になる場合があります。

詳しくは「みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書提出の手引き」をご覧ください。

増築の場合は、増築後の建築物の床面積の合計が、世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する条例の施行された平成26年4月1日の建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない場合は、「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」の提出は必要ありません。

1-2 届出を要しない区域

以下の地区において、地区計画等の制度に基づき緑化計画を届け出る必要のある区域については本届出書の提出は必要ありません。

地区の名称	区域	区分	(参考)町丁目
世田谷二丁目千種住宅地区	全域	地区整備計画	世田谷二丁目
経堂駅東地区	中高層住居地区、低層住居地区1・2・3、商業地区	地区整備計画	桜一丁目、宮坂一・二・三丁目、経堂一・五丁目、赤堤一丁目
池尻三丁目西地区	全域	地区整備計画 地区街づくり計画	池尻三丁目、三宿一丁目
旭小学校周辺地区	全域	地区整備計画 地区街づくり計画	上馬一丁目、野沢一・二丁目、下馬二・三丁目、三軒茶屋一丁目
若林一丁目地区	全域	地区街づくり計画	若林一丁目
目黒通り地区	全域	地区街づくり計画	深沢一丁目、等々力一・二・三・四・六・七丁目、玉堤二丁目
玉川田園調布一・二丁目地区	全域	地区街づくり計画	玉川田園調布一・二丁目、奥沢四・五・六丁目
千歳通り北部沿道地区	B地区、C地区	地区整備計画	南鳥山一・二丁目、粕谷二・四丁目
成城地区	低層住宅地区、住宅地区	地区街づくり計画	成城一・二・三・四・五・六・七・八・九丁目

地域ごとに全域もしくは一部が含まれています。詳細については、該当する地区計画等を担当する 総合支所 街づくり課 へお問合せください。

1-3 「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」提出の時期

「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」は、建築確認申請の14日以上前(土・日曜日、祝日、年末年始など区役所の閉庁日を除く)に提出してください。

提出先は、計画地を担当する 総合支所 街づくり課 です。

町丁目ごとの担当支所は、28ページをご覧ください。

提出先

世田谷総合支所	街づくり課	5432-2460
北沢総合支所	街づくり課	5478-8076
玉川総合支所	街づくり課	3702-4573
砧総合支所	街づくり課	3482-1398
鳥山総合支所	街づくり課	3326-9618

2 緑化基準

2-1 中木の本数基準

緑化基準は、「中木の本数基準」となります。

敷地面積、建蔽率に応じて、以下の基準本数以上の中木を敷地内で確保してください。

面積\建蔽率	30%以下	40%	50%	60%	70%	80%	90%
150㎡以上 200㎡未満	中木 4 本			中木 3 本		中木 2 本	
200㎡以上 250㎡未満	中木 7 本			中木 5 本		中木 3 本	

中木とは、植栽時に樹高 1 m 以上 2 . 5 m 未満の樹木をいいます。

敷地面積は、小数点以下 3 桁を切り捨て、小数点以下 2 桁まで算出してください。

樹冠全体が庇や階段等の建築物・工作物の直下にある樹木は、樹木本数に含めることができません。

中木を植栽する位置は、できる限り接道部の近くとするように努めてください。

建蔽率について

建蔽率とは、建築基準法第 5 3 条第 1 項並びに同条第 3 項第 1 号（同号に規定する防火地域内にある同号イに該当する建築物に係る部分に限る。同条第 7 項の規定により適用される場合を含む。）及び第 2 号の規定により適用される建築物の建蔽率の最高限度（法定建蔽率）をいいます。ただし、都市計画法第 5 8 条の 2 に規定する地区計画の区域内において、当該地区計画に基づく建蔽率の最高限度の制限の適用がある場合は、当該建蔽率の最高限度をいいます。

敷地が、2 以上の建蔽率の異なる区域にわたる場合は、面積の最も大きい区域の建蔽率とします。

基準に適用する建蔽率の考え方

角地	都市計画の建蔽率に 1 0 % 加算
都市計画の建蔽率 6 0 % までの防火地域内にある耐火建築物等	都市計画の建蔽率に 1 0 % 加算
準防火地域内にある準耐火・耐火建築物等	都市計画の建蔽率に加算なし

- ・ の条件が重複する場合、それぞれ 1 0 % 加算できます。

【例】

準防火地域内の角地で準耐火建築物を建築する場合 1 0 % の加算

防火地域内の角地（都市計画の建蔽率 6 0 % ）で耐火建築物を建築する場合 2 0 % 加算

準防火地域内で準耐火建築物を建築する場合 加算なし

2-2 中木以外の樹木による換算方法

2-2-1 既存樹木を保全する場合の優遇換算

次の基準のいずれかに該当する既存樹木を敷地内に 1 本でも保全するときは、「中木の本数基準」を満たしているものとします。

- 1) 保存樹木又は地上 1 . 5 m の高さにおける幹の周囲が 8 0 c m 以上の樹木
- 2) 高さ 1 0 m 以上の樹木

保存樹木とは、「世田谷区みどりの基本条例」に基づく指定を受けた樹木をいいます。

2-2-2 中木本数のみなし換算

中木以外の樹木を保全又は新たに植えることで、中木本数に換算することもできます。

樹木の区分

高木	植栽時の高さが 4 m以上 の樹木
準高木	植栽時の高さが 2 . 5 m以上 4 m未満 の樹木
中木	植栽時の高さが 1 m以上 2 . 5 m未満 の樹木
低木	植栽時の高さが 3 0 cm 以上 1 m未満 の樹木

1) 高木または準高木で満たす場合

次の条件を満たせば、「中木の本数基準」を満たしているものとみなします。

高木が 1 本ある場合

準高木 1 本のほかに、低木以上の樹木が 1 本ある場合

2) 低木で満たす場合

低木 4 本を中木 1 本とみなして、中木本数に換算することができます。

地被類による植栽を中木本数に換算することはできません。

換算内容は、みどりの計画書兼みどりの計画確認書の備考欄に記入してください。

ヤシ類・シュロ類などの特殊樹は、高さが 4 m 以上であっても高木とみなすことができません（準高木までの区分で計上可）。

必ず事前にご相談ください

タケ類は上記と扱いが異なります。

地上 1.5 m における幹回り 80 cm 以上又は樹高 10 m 以上の樹木を剪定して移植する場合は、移植前の高さを樹木区分の樹高とみなせる場合があります。

2-3 中木の本数基準の特例

1) やむを得ず地上部に植栽できない場合、屋上などの建築物上に植栽することができます。

ただし、プランターを利用する場合は、100リットル以上のプランターを使用してください。

2) 建蔽率 80% 及び 90% の敷地における店舗、事務所等を含まない建築物については、屋外の庇や階段等の工作物（建築物を含む）の直下を含む部分への植栽やプランター及び鉢植え（容量は問いません）による中木の植栽でも構いません。

3) 建蔽率の適用がない敷地（建築基準法第 53 条第 6 項各号に該当）及び法定建蔽率 80% 以上の敷地における店舗、事務所等を含む建築物については、「中木の本数基準に」よらず、屋外における可能な緑化を基準とします。

屋外における可能な緑化とは、庇や階段等の工作物（建築物を含む）の直下を含み、緑化の内容は樹木に限りません。

2 - 4 特殊な建築行為等

(工場等、学校、幼稚園、保育園等、交通関連施設など)

次のいずれかに該当する特殊な建築行為等には、緑化基準の特例があります。

(世田谷区みどりの基本条例施行規則第24条第3項)

特例の詳細は、各総合支所街づくり課に事前にご相談ください。

- (1) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築行為等であって、良好な都市環境の育成に支障を及ぼすおそれがないと区長が認めるもの (公園内の建築物等の場合)
- (2) 学校その他の建築行為等であって、その用途によってやむを得ないと区長が認めるもの
- (3) その敷地の全部又は一部が崖地である建築行為等であって、その敷地の状況によってやむを得ないと区長が認めるもの (敷地内に緑化できない崖地等のある場合)

上記(1)~(3)に該当する建築行為等は、具体的には以下のとおりです。

施設等	緑化が困難な部分等
工場等	煙突、パイプラック、廃棄物処理施設、クレーン、変電施設等の固定設備
	高圧ガス保安法に規定する高圧ガス製造所、ガス事業法に規定するガス工作物
	消防法に規定する危険物貯蔵所及び給油取扱所、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する貯蔵施設
	バス、タクシー、運輸事業者の営業所等の施設の主目的となる駐車場
	自動車教習所における練習用道路及び車庫
学校、幼稚園、保育園等	グラウンド、テニスコート等
	屋外プール
交通関連施設	鉄道事業法、軌道法に規定する軌道
	道路法に規定する一般交通の用に供する道や道路付属物、国及び地方公共団体の事業等に基づく道路予定地
開発行為	開発区域内の道路、建築物の建築(戸建開発等、敷地面積250平方メートル未満の場合に限る)の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
その他	公園施設や公園内で占用の許可を受けた建築物、設置許可を受けた建築物
	墓地区画、墓地区画に併設する通路
	農地、農園、苗圃等
	工事により手を加えない地山の状態で勾配2分の1をこえる崖地 地上高(見え高)2m以上の傾斜した擁壁

3 樹木の伐採

3 - 1 既存樹木の保全のお願い

建築物の計画にあたっては、敷地にある樹木の保全の検討をお願いします。なお、「3 - 2 やむを得ず樹木を伐採する場合」に示す大きさの樹木がある場合は、伐採の有無にかかわらず、既存樹木現況図の提出が必要です。

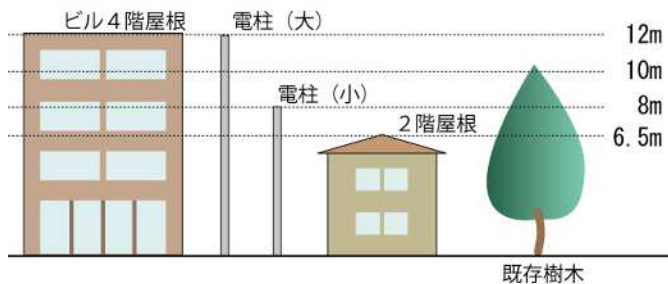
樹木の保全	可能な限り、既存の位置で樹木を残してください。
移植	既存の位置で残すことが困難な場合、移植を検討してください。
代替植栽	対象樹木をやむを得ず伐採する場合は、代替植栽をしてください。

3 - 2 に示す大きさの樹木を移植する場合は、助成制度があります（P18 参照）。事前にみどり政策課へお問合せください。

3 - 2 やむを得ず樹木を伐採する場合

次のいずれかに該当する樹木をやむを得ず伐採する場合には、みどりの計画書兼みどりの計画確認書に伐採樹木の本数及び伐採の理由等を記入してください。

- ・地上 1 . 5 m の高さにおける幹周り 8 0 c m 以上の樹木の伐採行為
- ・高さ 1 0 m 以上の樹木の伐採行為



樹木の高さを知る目安

区指定の保存樹木・保存樹林地をやむを得ず伐採、移植する場合には、別途手続きが必要です。みどり政策課（6432-7904）に事前にご相談ください。

木竹の伐採には、地区計画・地区街づくり計画（各総合支所街づくり課）及び世田谷区風景づくり条例に基づく届出（都市デザイン課）が、別途必要になる場合があります。それぞれの所管課に事前にご相談ください。

4 建築物緑化認定ラベル

世田谷区みどりの基本条例及び同施行規則に基づき、「完了届」を提出し、規則に定める緑化基準に適合した建築物には、「みどりの計画完了確認書」の交付に併せ、建築物緑化認定ラベルを交付します。ラベルは建築物の門柱や玄関等に貼ってください。

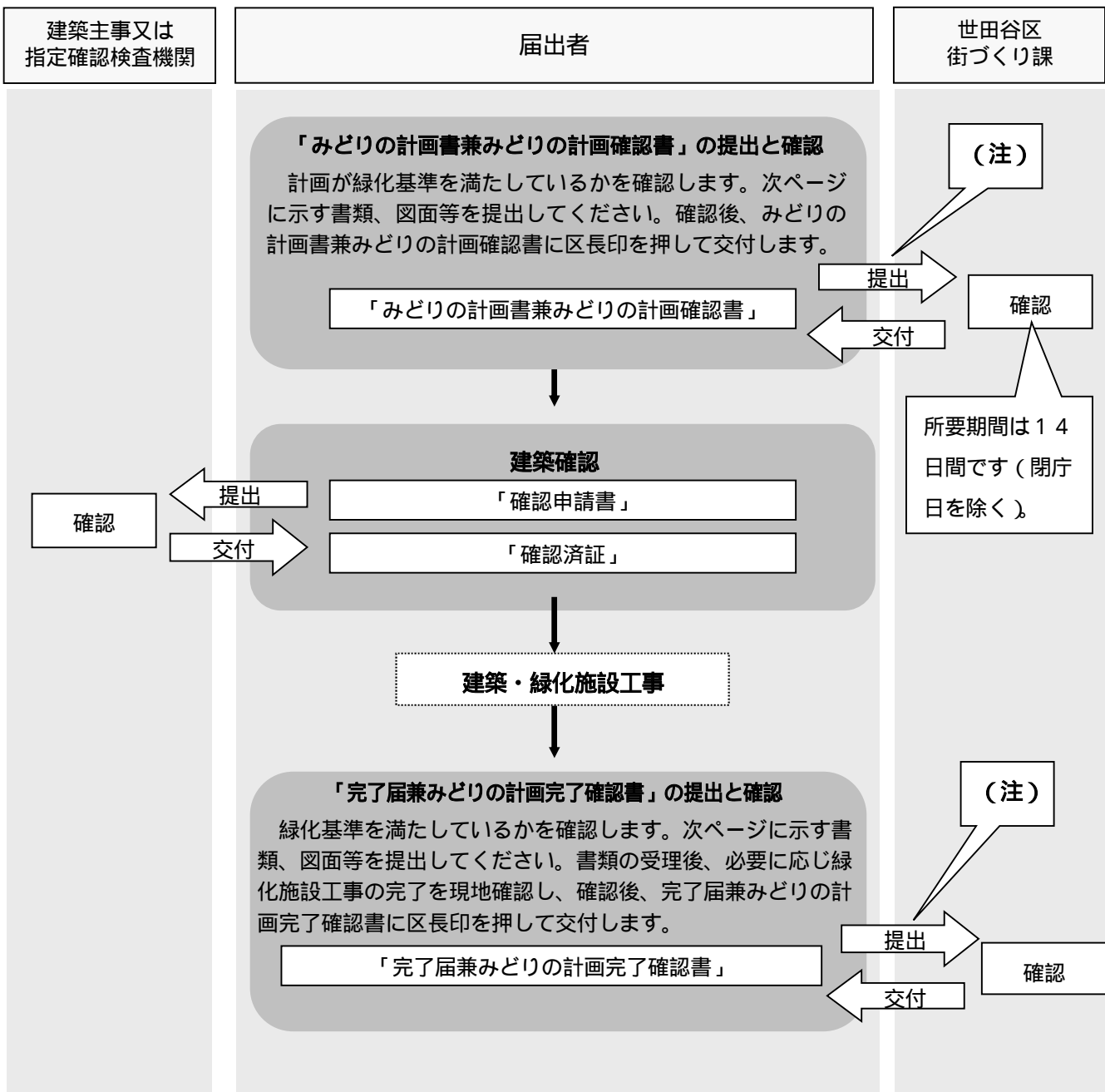
- ・ 建築物の所有者、管理者は、規定された緑化基準を将来的に遵守してください。
- ・ みどりに関する日常の適切な維持管理をお願いします。



5 緑化施設の維持管理

世田谷区みどりの基本条例に基づき、緑化基準を遵守し適切な維持管理に努めてください（世田谷区みどりの基本条例第27条第2項）。

6 必要書類と提出の流れ



(注) 委任状について(P16 参照)

代理人が届出手続きを代行する場合、委任状を提出してください。
また、完了時に代理人を変更する場合は、再度委任状が必要になります。

みどりの計画書兼みどりの計画確認書 提出時に必要な書類

- 1) 書類 2部
みどりの計画書兼みどりの計画確認書(第11号の2様式)
- 2) 図面 各2部
案内図
既存樹木等現況図 (樹木の高さ、幹周り、樹種一覧など)
既存樹木等現況図は、以下の樹木を保全または伐採する場合のみ必要です。
・区指定の保存樹木 ・地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 80cm 以上の樹木
・樹高 10m 以上の樹木
敷地面積求積図
緑化計画図
1枚で詳細が記載されていれば、各図面は省略し兼ねることができます。
緑化計画図には植栽樹種、樹木の高さ及び数量を明記してください。
- 3) 委任状(代理人が届出手続きを代行する場合) 2部(うち1部は写し)
- 4) その他
現況写真(写真及び撮影位置図など) 2部
現況写真は、以下の樹木を保全または伐採する場合のみ必要です。
・区指定の保存樹木 ・地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 80cm 以上の樹木
・樹高 10m 以上の樹木

完了届兼みどりの計画完了確認書 提出時に必要な書類

- 1) 書類 2部
完了届兼みどりの計画完了確認書(第14号の2様式)
- 2) 図面 各2部
案内図
緑化しゅん工図
1枚で詳細が記載されていれば、各図面は省略し兼ねることができます。
- 3) 委任状(代理人を変更する場合) 2部(うち1部は写し)
- 4) その他
緑化の完了写真(各緑化部分の植栽状況写真、撮影位置など) 2部
樹木は全体を写し、建物等樹木の高さが比較できるものを入れてください。

7 計画の取りやめ及び変更

(1) 取り下げ届・取りやめ届について

「みどりの計画確認書」の交付後に工事を中止する場合、提出してください。

取り下げ届・取りやめ届

- 提出書類
- ・取り下げ届・取りやめ届(第17号様式) 2部
 - ・委任状(代理人を変更する場合) 2部

(2) 計画の変更が生じた場合について

届出済の計画書の記載事項が変わる場合(事業者(届出者)の変更や、敷地面積変更により緑化基準が変わる場合等)は、「取り下げ届・取りやめ届」を提出後、新たに「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」を提出してください(変更届はありません)。

基準の変更を伴わず樹種や配置を変更する場合は「取り下げ届・取りやめ届」の提出は不要です。「完了届兼みどりの計画完了確認書」に変更後の図面等を添付してください。

8 図面・計画書の作成例

緑化計画図作成例

条件

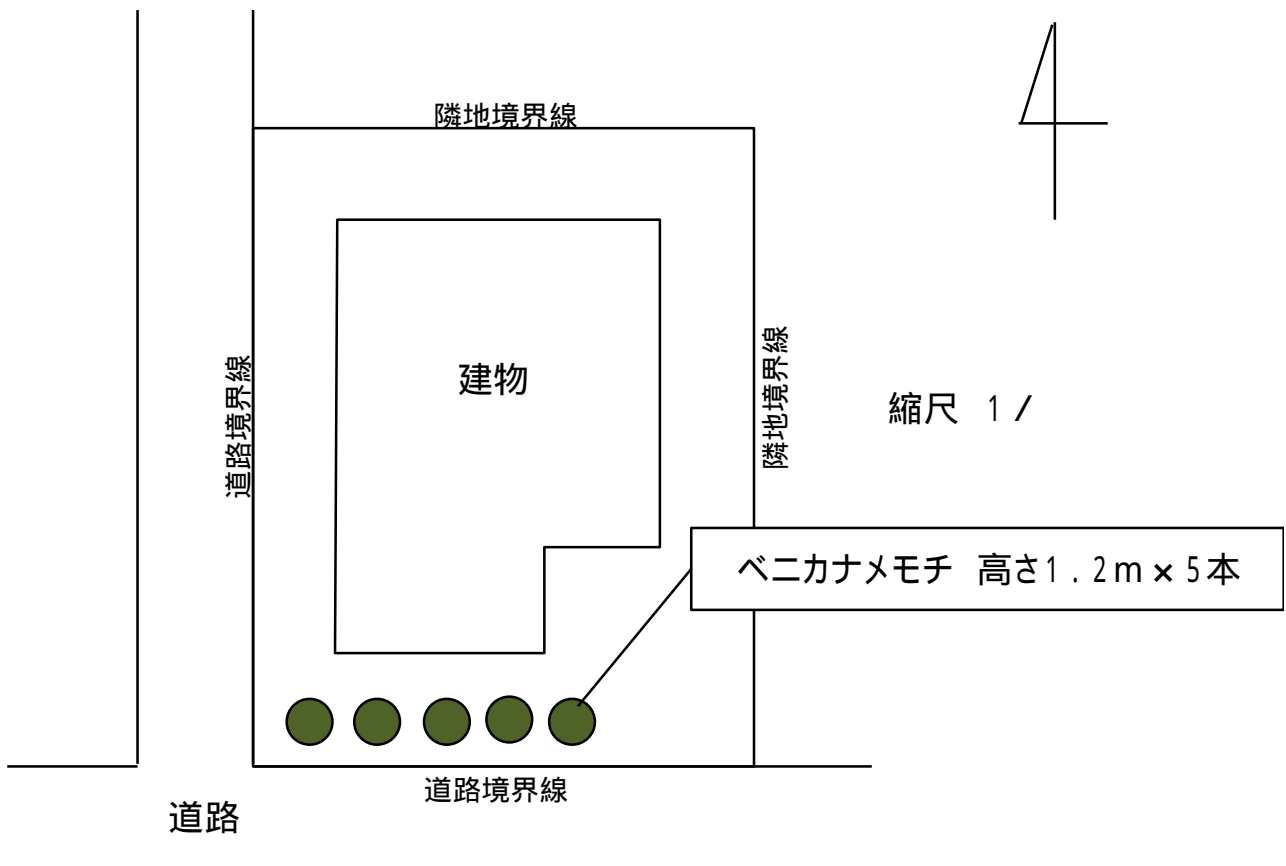
敷地面積：160.00m²

用途地域：第1種低層住居専用地域

建蔽率：60%（角地）

緑化の基準

中木植栽：3本以上



みどりの計画書兼みどりの計画確認書

世田谷区長 あて

届出者 住所 世田谷区等々力 - -
 (建築主・施主) 氏名 世田谷 太郎
 電話 03(5432)1111

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(仮称)世田谷太郎 邸		
所在地	(地番)世田谷区 等々力 丁目 番	(住居表示)世田谷区 等々力 丁目 番 号	
行為区分及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 増築 敷地の面積 160.00 m ² (敷地面積は、小数点以下3桁を切り捨て、小数点以下)		
敷地の状況(複数にわたる場合は、最も面積が大きいもの)	用途地域	第一種低層住居専用地域	
	建蔽率	60% (角地)	
基準中木本数	3 本	<input type="checkbox"/> 計画樹木本数	5 本
樹木の伐採本数	0 本	伐採の理由	
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地面積求積図 <input checked="" type="checkbox"/> 緑化計画図 既存樹木等現況図・現況写真 <input checked="" type="checkbox"/> 委任状(必要な場合) 各図面は、1枚で詳細が記載されていれば、省略し、兼ねることができます。		
備考	(中木以外の樹木で基準を満たす場合等に記入) 【中木以外の樹木で基準を満たす場合の換算内容の記入例】 <input type="checkbox"/> 計画樹木本数欄に「準高木1本・低木1本」の記載でも可。 準高木1本と低木1本の計画:「換算内容-準高木1・低木1」と記載 <input type="checkbox"/> 計画樹木本数欄には「2」と記載 低木12本の計画:「換算内容-低木12本」と記載。 <input type="checkbox"/> 計画樹木本数欄には「12」と記載。		
連絡先	所在地 区 町 - -	氏名 設計事務所	電話番号 ()

(以下は記入しないでください)

届出者 様

印

年 月 日付で届出のありましたみどりの計画書について、基準に適合していることを確認したので、世田谷区みどりの基本条例施行規則第22条第2項の規定により通知します。

完了届兼みどりの計画完了確認書

世田谷区長 あて

届出者 住所 世田谷区等々力 - -
 (建築主・施主) 氏名 世田谷 太郎
 電話 03(5432)1111
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例第28条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(仮称)世田谷太郎 邸		
所 在 地	(地 番)世田谷区 等々力 丁目 番		
	(住居表示)世田谷区 等々力 丁目 番		
行為区分及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 増築 敷地の面積 160.00 m ²	地上部緑化率表に適用する建蔽率を記入してください(建築する建物の建蔽率ではありません)。都市計画の建蔽率と異なる場合(角地や防火地域の耐火建築物、地区計画等)は()内にその旨を記入してください。	
敷地の状況(複数にわたる場合は、最も面積が大きいもの)	用途地域 第一種低層住居専用地域 建蔽率 60% (角地) 準防火地域の耐火・準耐火建築物の緩和は使えません。		
基準中木本数	3 本	<input type="checkbox"/> 実施樹木本数	5 本
完了年月日	年 月 日		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 案内図 <input checked="" type="checkbox"/> 緑化しゅん工図 <input checked="" type="checkbox"/> 緑化の完了写真(全ての樹木を収めてください) 各図面は、1枚で詳細が記載されていれば、省略し、兼ねることができます。		
備考	(中木以外の樹木で基準を満たした場合、完了までに計画の内容を変更した場合(当該届出に係る変更が基準中木本数の変更を伴わない場合に限る。)等に記入) 【中木以外の樹木で基準を満たす場合の換算内容の記入例】 <input type="checkbox"/> 計画樹木本数欄に「準高木1本・低木1本」の記載でも可。 準高木1本と低木1本の計画:「換算内容-準高木1・低木1」と記載 この場合 <input type="checkbox"/> 実施樹木本数欄には「2」と記載 低木12本の計画:「換算内容-低木12本」と記載。 この場合 <input type="checkbox"/> 実施樹木本数欄には「12」と記載		
連絡先	所在地 氏名	電話番号 ()	

(以下は記入しないでください)

年 月 日

届出者 様

印

年 月 日付で届出のありました完了届について、基準に適合していることを確認したので、世田谷区みどりの基本条例施行規則第32条第2項の規定により通知します。

年 月 日

取り下げ届 ・ 取りやめ届

世田谷区長 へ

届出・申請者 住所

氏名

電話 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

事業者が変わる場合、
基準が変わる場合

計画を中止する場合

- 世田谷区みどりの基本条例施行規則第34条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則第43条の規定により、下記のとおり届け出ます。
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則第45条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

取り下げ又は取りやめる届出又は申請に係る書類の種類	<input checked="" type="checkbox"/> みどりの計画書兼みどりの計画確認書 みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 緑化率規制適用除外許可申請書 緑化施設工事完了延期認定申請書
届出・申請年月日	○ 年 ○ 月 ○ 日
届出・申請行為等の内容	建築物の名称 (仮称)〇〇邸新築工事
	所在地 (地番) 世田谷区 世田谷 丁目 番 (住居表示) 世田谷区 世田谷 丁目 番 号
	行為区分 建築行為 (新築・増築) 開発行為 自動車駐車場の設置
	行為規模 敷地又は区域の面積 199.00 m ²
取り下げ又は取りやめの理由	敷地面積の変更により基準中木本数が変わるため
連絡先	所在地 区 氏名 設計事務所 電話番号 ()

参考

委任状について

委任状は必ず、委任者本人の意思に基づいて作成してください

- ・代理人が届出・申請手続きを代行する場合は、委任状に、委任者（建築主）の氏名、受任者（代理人）の氏名、委任する内容、委任した日付を明記し、提出してください。
- ・「取り下げ届・取りやめ届」提出時又は「完了届兼みどりの計画完了確認書」提出時に代理人を変更する場合は、再度委任状が必要です。
- ・区で規定する書式はありません。任意の書式で作成してください。
- ・提出部数：2部（1部は写しでも可）。

作成例

委 任 状			
私は、	を代理人と定め、下記の建築物について世田谷区みどりの基本条例にもとづく緑化計画の届出に係る一切の手続きを委任する。		
記			
1 名称	邸新築工事		
2 所在地	世田谷区	丁目	番 号
		年	月 日
委任者の住所	世田谷区	丁目	番 号
委任者の氏名		印	
押印を省略する場合は、委任者の承諾を得てください。			

9 参考資料

以下の資料は、世田谷区のホームページから閲覧できるほか、各総合支所街づくり課及びみどり政策課で配布しています。ぜひ、ご活用ください。

* 世田谷区のホームページからダウンロードできます。世田谷区ホームページのトップページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>) の「検索」または「キーワードで探す」に以下のページ番号を入力し、検索してください。

「建築にともなう緑化のための植栽ガイドブック」

緑化の計画時や維持管理時に、より質の高いみどりを生み出すことに役立てていただけるよう、作成したガイドブックです。

植栽計画の項目では、既存樹木の保全や移植、樹木の選び方と樹木の大きさ、日あたりなどの環境条件、敷地外周や建築物周りなど植栽の場所、土地利用形態ごとの留意点について記載しています。



29589

検索

「世田谷生きもの緑化ガイドブック」

生物多様性に配慮した緑化を、多くの方に親しんでいただくよう、作成したガイドブックです。

生きもの緑化のメリットや楽しみ方を示しながら、敷地の大きさや用途別、緑化の種類別などで生きもの緑化を実践するための方法や留意点について記載しています。



159152

検索

10 樹木による緑化へのご協力のお願い

緑化計画の届出制度の対象とならない150㎡未満の敷地においても、下記の表の中木本数を目安として、積極的な緑化にご協力をお願いします。

なお、「みどりの計画書兼みどりの計画確認書」の提出は不要です。

面積\建蔽率	30%以下	40%	50%	60%	70%	80%	90%
100㎡未満	中木2本			中木1本		屋外で可能な緑化	
100㎡以上 150㎡未満	中木3本			中木2本		中木1本	

「接道部緑化及び屋上緑化等整備助成制度」(P18)をご利用いただける場合があります。この制度をご利用いただく場合、工事発注前又は資材購入前に申請が必要です。

1 1 助成制度のご案内


以下の助成制度は、いずれも、**工事発注前又は資材購入前に**、現地確認と区への申請等が必要です。詳しくはみどり政策課へお問い合わせください。

世田谷区 みどり33推進担当部 みどり政策課
電話 6432-7905 FAX 6432-7989

助成条件や助成金額等の詳細は**世田谷区のホームページ**に掲載しています。


世田谷区ホームページのトップページ (<https://www.city.setagaya.lg.jp/>) の「検索」または「キーワードで探す」にそれぞれのページ番号を入力し、検索してください。

樹木の移植助成

 17179 **検索**

対象 地上1.5mの高さの幹周り80cm以上又は高さ10m以上の樹木


接道部緑化及び屋上緑化等整備助成

 7924 **検索**

法令、条例等により緑化が定められている場合は、その**基準を超える部分のみ**を助成対象とします。

対象 シンボルツリーの植栽 生垣造成 植栽帯（花壇・植込み）造成
屋上緑化 壁面緑化

事業用等駐車場の緑化助成

 22354 **検索**

150㎡以上の敷地で収容能力20台以上の駐車場を新設する場合、みどりの計画書の届出を行い、緑化基準を遵守してください（**基準分も助成対象**になります）。

対象 建築物（駐車場を管理する簡易な建物は除く）の敷地に含まれない駐車場

1 2 関連条文

1 2 - 1 世田谷区みどりの基本条例関連

1 2 - 1 - 1 世田谷区みどりの基本条例（関連部分抜粋）

最終改正公布日：平成25年10月1日

第5章 みどりの保全及び創出に係る措置及び緑化基準

（建築行為等における届出等）

第26条 次に掲げる行為（以下「建築行為等」という。）を行おうとする者は、当該敷地又は区域に係るみどりの保全及び創出に関する計画書をあらかじめ区長に届け出なければならない。

（1） 150平方メートル以上の敷地（次号に規定する敷地及び規則で定める敷地を除く。）又は区域における規則で定める建築行為、開発行為その他の行為

（2） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区における250平方メートル未満の敷地における規則で定める建築行為

2 区長は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、みどりの保全及び創出を図るため、必要な措置をとるよう要請することができる。

（緑化基準）

第27条 建築行為等を行おうとする者は、規則で定める緑化基準を遵守するよう努めなければならない。

2 前条第1項の規定による届出に係る敷地若しくは区域内の土地又は建築物を所有し、又は管理する者は、前項に規定する緑化基準を遵守して、当該届出に係る緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地又は区域内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該敷地又は区域内の空地、当該建築物の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。）について、適切に維持管理するよう努めなければならない。

（完了の届出）

第28条 第26条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る建築行為等が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに区長に届け出なければならない。

（樹木の伐採の届出）

第29条 規則で定める樹木の所有者等は、当該樹木を伐採しようとするときは、あらかじめ区長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為で、規則で定めるものについては、適用しない。

（1） 通常管理行為、軽易な行為その他の行為

（2） 非常災害のための応急措置として行う行為

（3） 第12条第2項若しくは第3項第3号、第14条第3項（第12条第3項第3号に係るものに限る。）若しくは第26条第1項又は他の法令等の規定により届出をし、又は許可等を受けた行為

3 区長は、第1項の規定による届出があった場合において、みどりの保全及び創出を図るため、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、助言及び指導をすることができる。

（公共施設のみどりの保全及び創出）

第30条 国、地方公共団体等は、その所有し、又は管理する公共施設のみどりの保全及び創出を図るため、当該公共施設の新設、増築、改築等を行う場合は当該公共施設に係るみどりへの影響を回避し、又は最小化させる措置を講じ、みどりが損なわれると認められる場合は新たにみどりを創出するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 国、地方公共団体等は、その所有し、又は管理する公共施設について、規則で定める基準により緑化に努めなければならない。

（国等に対する要請）

第31条 区長は、国及び他の地方公共団体等に対し、その所有し、又は管理する施設におけるみどりの保全及び創出に関し必要な措置を要請するものとする。

第7章 雑則

（勧告）

第36条 区長は、第12条第2項及び第3項並びに第26条第1項の規定による届出を行わずにそれぞれ第12条第2項及び第3項並びに第26条第1項の規定に該当する行為をした者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

2 区長は、第12条第2項及び第3項の規定による届出をした者が同条第4項の規定による要請の全部若しくは一部を受け入れないとき、又は第26条第1項の規定による届出をした者が同条第2項の規定による要請の全部若しくは一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

3 区長は、第 28 条の規定による届出を行わない者に対し、当該届出を行うよう勧告することができる。

(公表)

第 38 条 区長は、第 36 条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

2 区長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めるときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。

3 区長は、前 2 項の規定による公表を行う場合は、第 36 条の規定による勧告を受けた者及び前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

1 2 - 1 - 2 世田谷区みどりの基本条例施行規則（関連部分抜粋）

最終改正公布日：令和 6 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

(用語)

第 2 条 この規則において「法定建蔽率」とは、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 53 条第 1 項並びに同条第 3 項第 1 号(同号に規定する防火地域内にある同号イに該当する建築物に係る部分に限る。)(同条第 7 項の規定により適用される場合を含む。)及び第 2 号の規定により適用される建築物の建蔽率の最高限度をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語の意義は、条例並びに法、政令及び省令において使用する用語の例による。

第 4 章 みどりの保全及び創出に係る措置及び緑化基準

(届出を要しない敷地)

第 19 条の 2 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める敷地は、次に掲げる計画において緑化基準が定められている区域(基準中木本数(第 28 条の 2 第 1 項に規定する基準中木本数をいう。)の下限の本数の中木(第 28 条第 1 項第 3 号に規定する中木をいう。)を植栽することによる緑化を超える緑化を図ることができる基準が定められているものとして区長が別に指定するものに限る。)内の敷地のうち、150 平方メートル以上 250 平方メートル未満のものとする。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 12 条の 4 第 1 項第 1 号の地区計画

(2) 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和 55 年法律第 34 号)第 9 条第 1 項の沿道地区計画

(3) 世田谷区街づくり条例(平成 7 年 3 月世田谷区条例第 17 号)第 11 条第 1 項に規定する地区街づくり計画

(届出を要する建築行為等)

第 20 条 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める建築行為、開発行為その他の行為(次項において「届出を要する行為」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認(同法第 6 条の 2 第 1 項の規定により当該確認とみなされる確認を含み、同法第 85 条第 6 項又は第 7 項の許可を受けた建築物の確認を除く。)を要する建築物の新築又は増築

(2) 建築基準法第 18 条第 2 項に規定する通知(同法第 85 条第 6 項又は第 7 項の許可を受けた建築物に係る通知を除く。)を要する建築物の新築又は増築

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 17 条第 1 項に規定する計画の認定を申請する建築物の増築

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条第 1 項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同条第 4 項の規定による申出がある場合に限る。)

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 5 条第 1 項から第 5 項までに規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同法第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同法第 54 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 34 条第 1 項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築(同法第 35 条第 2 項の規定による申出がある場合に限る。)

(8) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)第 4 条第 1 項に規定する認定を申請する建築物の新築又は増築

(9) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為(同法第 29 条第 1 項に規定する許可を受けなければならないものに限る。)

(10) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)別表第 2 の 2 の項に規定する自動車駐車場(以下「自動車駐車場」という。)を設置する行為

- 2 前項の規定にかかわらず、250 平方メートル以上の敷地又は区域における第 1 号に掲げる増築に該当する行為及び 150 平方メートル以上 250 平方メートル未満の敷地における第 2 号に掲げる増築に該当する行為は、届出を要する行為から除くものとする。
- (1) 世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する条例(平成 22 年 3 月世田谷区条例第 18 号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)以降に着手する増築であって、増築後の建築物の床面積の合計が、施行日における当該建築物の床面積の合計の 1.2 倍を超えない範囲内の増築
- (2) 世田谷区みどりの基本条例の一部を改正する条例(平成 25 年 10 月世田谷区条例第 39 号)の施行の日(以下この号において「施行日」という。)以降に着手する増築であって、増築後の建築物の床面積の合計が、施行日における当該建築物の床面積の合計の 1.2 倍を超えない範囲内の増築
- 3 条例第 26 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める建築行為は、第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる建築物の新築及び増築のうち、東京都風致地区条例(昭和 45 年東京都条例第 36 号)第 3 条第 1 項に規定する許可(同条第 3 項に規定する協議を含む。以下同じ。)を受けたものであって、同条例第 5 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する場合に該当するもの以外のものとする。ただし、前項第 1 号に掲げる増築に該当する行為を除く。
- 4 条例第 26 条第 1 項の規定の適用において、建築基準法第 86 条第 1 項から第 4 項まで(これらの規定を同法第 86 条の 2 第 8 項において準用する場合を含む。)の規定により一団地又は一定の一団の土地の区域を建築物の 1 の敷地とみなす場合は、当該一団地又は区域を条例第 26 条第 1 項に規定する敷地とする。

(みどりの保全及び創出に関する計画書の届出)

第 21 条 条例第 26 条第 1 項に規定するみどりの保全及び創出に関する計画書は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為(250 平方メートル以上の敷地又は区域におけるものに限る。)及び同項第 2 号に規定する行為 みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書(第 11 号様式。以下「計画書兼申請書」という。)
- (2) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為(150 平方メートル以上 250 平方メートル未満の敷地におけるものに限る。) みどりの計画書兼みどりの計画確認書(第 11 号の 2 様式。以下「計画書兼確認書」という。)
- 2 計画書兼申請書には、緑化面積等計算書(第 12 号様式)、案内図、既存樹木等現況図、敷地面積求積図、緑化に係る計画図等及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 3 計画書兼確認書には、案内図、既存樹木等現況図、敷地面積求積図、緑化に係る計画図等及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。ただし、既存樹木等現況図及び現況を確認することができる写真は、第 28 条の 2 第 2 項の規定の適用を受けようとするとき又は第 36 条第 1 項に規定する樹木を伐採しようとするときに限り、添付するものとする。

(みどりの保全及び創出に関する計画書の確認)

第 22 条 区長は、計画書兼申請書の提出があったときは、その内容が次条に規定する緑化基準又は第 37 条に規定する公共施設における基準(条例第 26 条第 1 項第 2 号に掲げる行為においては、別表第 9 に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者にみどりの計画確認書(第 13 号様式)により通知するものとする。

- 2 区長は、計画書兼確認書の提出があったときは、その内容が次条に規定する緑化基準又は第 37 条に規定する公共施設における基準(別表第 9 に定める基準を除く。)に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者に計画書兼確認書により通知するものとする。

(緑化基準)

第 23 条 条例第 27 条第 1 項に規定する規則で定める緑化基準は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 1 号から第 9 号までに掲げるもの(250 平方メートル以上の敷地又は区域におけるものに限る。) 次条に規定する地上部基準緑化面積、第 25 条に規定する建築物上基準緑化面積、第 28 条に規定する基準樹木本数及び第 29 条に規定する接道部の緑化基準
- (2) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げるもの(150 平方メートル以上 250 平方メートル未満の敷地におけるものに限る。) 第 28 条の 2 に規定する基準中木本数
- (3) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 10 号に掲げるもの(同項第 1 号から第 8 号までに掲げる建築物の新築又は増築を伴うものを除く。) 第 26 条に規定する自動車駐車場における基準緑化面積
- (4) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為のうち、第 20 条第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げるもの(都市計画法第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区(以下「風致地区」という。)における建築行為のうち、東京都風致地区条例第 3 条第 1 項に規定する許可を受けたものであって、同条例第 5 条第 1 項第 5 号ただし書に規定する場合に該当するもの以外のものに限る。)及び条例第 26 条第 1 項第 2 号に規定する行為 第 30 条に規定する敷地境界部の緑化基準

(地上部基準緑化面積)

第 24 条 地上部基準緑化面積(地上部(敷地又は区域のうち、建築物の存する部分を除いた部分をいう。以下同じ。) の緑化面積 (緑化施設 (条例第 27 条第 2 項に規定する緑化施設をいう。) の面積をいう。以下同じ。) に関する緑化基準をいう。以下同じ。) は、敷地又は区域の面積 (単位を平方メートルとする。) に別表第 5 (以下「地上部緑化率表」という。) に規定する緑化率 (緑化面積の敷地又は区域の面積に対する割合をいう。) を乗じて得た数値以上とする。

2 前項の規定による地上部基準緑化面積を遵守することが困難な場合は、当該困難な面積相当分について、当該敷地の建築物上 (建築物の屋上 (建築物の屋根部分で、人の出入り及び利用可能な部分をいう。以下同じ。) 、壁面等をいう。以下同じ。) の同一面積を緑化することをもって地上部基準緑化面積を遵守しているものとみなすことができる。この場合において、当該面積は、次条の規定の適用における建築物上の緑化面積には算入しないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる場合における地上部基準緑化面積は、区長が別に定める。

(1) 周囲に広い緑地を有する敷地又は区域であって、みどりの保全及び創出の推進に支障がないと区長が認める場合

(2) 学校その他の建築物の敷地又は区域であって、当該建築物の用途によって第 1 項の規定による地上部基準緑化面積 (前項の規定を適用する場合を含む。以下同じ。) を遵守することが困難であると区長が認める場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、崖地であることその他の敷地又は区域の状況によって第 1 項の規定による地上部基準緑化面積を遵守することが困難であると区長が認める場合

(基準中木本数)

第 28 条の 2 基準中木本数 (中木の本数に関する緑化基準をいう。以下同じ。) は、別表第 7 の 2 に定める数値以上とする。

2 建築行為等の際、現に存する保存樹木、地上 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 0.8 メートル以上の樹木又は樹高 10 メートル以上の樹木を保全する場合は、基準中木本数を遵守しているものとみなす。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第 24 条第 3 項各号に掲げる場合及び第 1 項の規定による基準中木本数を遵守することが困難であると区長が認める場合の基準中木本数の数値は、区長が別に定める。

4 第 1 項の規定にかかわらず、建築基準法第 53 条第 6 項の規定が適用される建築物の敷地においては、区長が別に定める基準により緑化することをもって基準中木本数を遵守しているものとみなすことができる。

(植栽の位置)

第 28 条の 3 第 23 条第 2 号に掲げる行為をしようとする者は、基準中木本数を遵守するために植栽する中木の位置を、できる限り次条第 1 項に規定する接道部の付近とするよう努めなければならない。

(接道部の緑化基準)

第 29 条 接道部 (建築基準法第 42 条に規定する道路に接する敷地又は区域の部分及び道等 (同法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定に係る同号に規定する道又は同項第 2 号の規定による許可に係る農道その他これに類する公共の用に供する道若しくは通路をいう。) に接する当該認定又は許可に係る建築物の敷地の部分をいう。以下同じ。) の緑化基準は、接道部について、当該延長 (単位をメートルとする。) に別表第 8 に定める割合を乗じて得た数値以上の長さを、樹木の植栽により緑化するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による接道部の緑化基準を遵守することが困難であると区長が認める場合の接道部の緑化基準は、区長が別に定める。

(完了の届出)

第 31 条 条例第 28 条の規定による届出は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める様式を提出することにより行うものとする。

(1) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為 (250 平方メートル以上の敷地又は区域におけるものに限る。) 及び同項第 2 号に規定する行為 完了届 (第 14 号様式)

(2) 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する行為 (150 平方メートル以上 250 平方メートル未満の敷地におけるものに限る。) 完了届兼みどりの計画完了確認書 (第 14 号の 2 様式。以下「完了届兼確認書」という。)

2 完了届には、緑化面積等計算書、案内図、緑化しゅん工に係る図面等及び緑化の完了を確認することができる写真を添付しなければならない。

3 完了届兼確認書には、案内図、緑化しゅん工に係る図面等及び緑化の完了を確認することができる写真を添付しなければならない。

(完了の確認)

第 32 条 区長は、完了届の提出があったときは、その内容が第 23 条に規定する緑化基準又は第 37 条に規定する公共施設における基準 (条例第 26 条第 1 項第 2 号に掲げる行為においては、別表第 9 に定める基準を除く。) に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者にみどりの計画完了確認書 (第 15 号様式) により通知するものとする。

2 区長は、完了届兼確認書の提出があったときは、その内容が第 23 条に規定する緑化基準又は第 37 条に規定する公共施設における基準 (別表第 9 に定める基準を除く。) に適合しているか否かを確認し、適合していると認めるときは、当該提出をした者に完了届兼確認書により通知するものとする。

(現地調査)

第 33 条 区長は、計画書兼申請書又は計画書兼確認書の届出があったときは、前条第 1 項又は第 2 項の規定による確認までの間、必要に応じて、現地調査をすることができる。

(計画書兼確認書の記載事項の変更)

第 34 条の 3 計画書兼確認書の提出をした者が、その記載事項(第 21 条第 3 項に規定する添付すべき書類の記載事項を含む。)を変更しようとするときは、区長に対し、速やかに取り下げ届・取りやめ届(第 17 号様式)を提出することにより当該計画書兼確認書の届出を取り下げるとともに、改めて計画書兼確認書を提出しなければならない。

(建築行為等の中止)

第 35 条 計画書兼申請書又は計画書兼確認書の提出をした者が、建築行為等を中止するときは、取り下げ届・取りやめ届により速やかに区長に届け出なければならない。

(樹木の伐採の届出)

第 36 条 条例第 29 条第 1 項に規定する規則で定める樹木は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地上 1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 80 センチメートル以上のもの
- (2) 樹高 10 メートル以上のもの
- 2 条例第 29 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、樹木の伐採届(第 18 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 前項の樹木の伐採届には、案内図、既存樹木等現況図、保全、伐採等に係る計画図及び現況を確認することができる写真を添付しなければならない。
- 4 条例第 29 条第 2 項に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 他のみどりの保育のために行う除伐等の樹木の伐採
 - (2) 農業、林業、造園業等においてその事業として行う樹木の伐採
 - (3) 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採
 - (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う樹木の伐採
 - (5) 条例第 12 条第 2 項及び第 3 項第 3 号の規定により届け出た樹木の伐採
 - (6) 条例第 14 条第 3 項の規定により許可を受けた樹木の伐採
 - (7) 条例第 26 条第 1 項第 1 号又は第 34 条第 1 項の規定により届け出た樹木の伐採
 - (8) 法第 14 条第 1 項の規定により許可を受けた樹木の伐採
 - (9) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 24 条の規定による承認に係る道路に関する工事において行う樹木の伐採
 - (10) 東京都風致地区条例第 3 条第 1 項第 2 号の規定により許可を受けた樹木の伐採
 - (11) 東京都風致地区条例第 3 条第 3 項の規定による協議を経て行う樹木の伐採
 - (12) 東京都風致地区条例第 4 条の規定による通知に係る同条各号に掲げる行為を行うための樹木の伐採

別表第 7 の 2 (第 28 条の 2 関係)

建蔽率 敷地面積	30% 以下	40%	50%	60%	70%	80%	90%
150 m ² 以上 200 m ² 未満	4	4	4	3	3	2	2
200 m ² 以上 250 m ² 未満	7	7	7	5	5	3	3

備考

- 1 建蔽率とは、法定建蔽率をいう。ただし、都市計画法第 58 条の 2 に規定する地区計画の区域内において、当該地区計画に基づく建蔽率の最高限度の制限の適用がある場合は、当該建蔽率の最高限度をいう。
- 2 敷地が 2 以上の異なる建蔽率(前号に規定する建蔽率をいう。以下この号において同じ。)の適用を受ける場合におけるこの表の適用については、当該異なる建蔽率の適用を受ける当該敷地の各部分のうち面積が最大であるものに適用される建蔽率を当該敷地の建蔽率とみなす。ただし、当該面積が最大である部分が 2 以上あるときは、当該面積が最大である部分に適用される各建蔽率のうちその数値が最大のものを当該敷地の建蔽率とみなす。

13 様式

第11号の2様式(第21条、第22条関係)

年 月 日

みどりの計画書兼みどりの計画確認書

世田谷区長 あて

届出者 住所
(建築主・施主) 氏名

電話 ()

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名 称			
所 在 地	(地 番) 世田谷区 丁目 番		
	(住居表示) 世田谷区 丁目 番 号		
行為区分及び規模	新築 増築	敷地の面積 m ²	
	(敷地面積は、小数点以下3桁を切り捨て、小数点以下2桁までで算出してください。)		
敷地の状況(複数にわたる場合は、最も面積が大きいもの)	用途地域		
	建蔽率	% () 準防火地域の耐火・準耐火建築物の緩和は使えません。	
基準中木本数	本	計画樹木本数	本
樹木の伐採本数	本	伐採の理由	
着手予定年月日	年 月 日	完了予定年月日	年 月 日
添付書類	案内図 敷地面積求積図 緑化計画図 既存樹木等現況図・現況写真 委任状(必要な場合) 各図面は、1枚で詳細が記載されていれば、省略し、兼ねることができます。		
備考	(中木以外の樹木で基準を満たす場合等に記入)		
連絡先	所在地 氏名	電話番号	()

(以下は記入しないでください)

年 月 日

届出者 様

印

年 月 日付で届出のありましたみどりの計画書について、基準に適合していることを確認したので、世田谷区みどりの基本条例施行規則第22条第2項の規定により通知します。

完了届兼みどりの計画完了確認書

世田谷区長 あて

届出者 住所
(建築主・施主) 氏名
電話 ()
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例第28条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

名 称			
所 在 地	(地 番)世田谷区 丁目 番		
	(住居表示)世田谷区 丁目 番 号		
行為区分及び規模	新築 増築		
	敷地の面積	m ²	
敷地の状況(複数にわたる場合は、最も面積が大きいもの)	用途地域		
	建蔽率	% () 準防火地域の耐火・準耐火建築物の緩和は使えません。	
基準中木本数	本	実施樹木本数	本
完了年月日	年 月 日		
添付書類	案内図 緑化しゅん工図 緑化の完了写真(全ての樹木を収めてください) 委任状(必要な場合) 各図面は、1枚で詳細が記載されていれば、省略し、兼ねることができます。		
備考	(中木以外の樹木で基準を満たした場合、完了までに計画の内容を変更した場合(当該届出に係る変更が基準中木本数の変更を伴わない場合に限る。)等に記入)		
連絡先	所在地 氏名	電話番号	()

(以下は記入しないでください)

年 月 日

届出者 様

印

年 月 日付で届出のありました完了届について、基準に適合していることを確認したので、世田谷区みどりの基本条例施行規則第32条第2項の規定により通知します。

取り下げ届 ・ 取りやめ届

世田谷区長 あて

届出・申請者 住所
 (建築主・施主) 氏名
 電話 ()
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区みどりの基本条例施行規則第34条の3の規定により、下記のとおり届け出ます。
 世田谷区みどりの基本条例施行規則第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。
 世田谷区みどりの基本条例施行規則第43条の規定により、下記のとおり届け出ます。
 世田谷区みどりの基本条例施行規則第45条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

取り下げ又は取りやめる届出又は申請に係る書類の種類	みどりの計画書兼みどりの計画確認書 みどりの計画書兼緑化率適合証明申請書 緑化率規制適用除外許可申請書 緑化施設工事完了延期認定申請書
届出・申請年月日	年 月 日
届出・申請行為等の内容	建築物の名称
	所在地 (地番) 世田谷区 丁目 番 (住居表示) 世田谷区 丁目 番 号
	行為区分 建築行為(新築・増築) 開発行為 自動車駐車場の設置
	行為規模 敷地又は区域の面積 m ²
取り下げ又は取りやめの理由	
連絡先	所在地 氏名 電話番号 ()

1 4 受付・相談窓口

届出及び審査のご相談は、ご計画地を所管する総合支所街づくり課で受け付けています。

	町名	総合支所名	
あ行	赤堤	北沢	
	池尻 1 ~ 3 丁目	世田谷	
	池尻 4 丁目 1 ~ 3 2 番	世田谷	
	池尻 4 丁目 3 3 ~ 3 9 番	北沢	
	宇奈根	砧	
	梅丘	北沢	
	大蔵	砧	
	大原	北沢	
	岡本	砧	
	奥沢	玉川	
	尾山台	玉川	
か行	粕谷	烏山	
	鎌田	砧	
	上馬	世田谷	
	上北沢	烏山	
	上祖師谷	烏山	
	上野毛	玉川	
	上用賀	玉川	
	北烏山	烏山	
	北沢	北沢	
	喜多見	砧	
	砧	砧	
	砧公園	砧	
	給田	烏山	
	経堂	世田谷	
	豪徳寺	北沢	
	駒沢 1・2 丁目	世田谷	
	駒沢 3 ~ 5 丁目	玉川	
	駒沢公園	玉川	
	さ行	桜	世田谷
		桜丘	世田谷
桜上水		北沢	

	町名	総合支所名	
さ行	桜新町	玉川	
	三軒茶屋	世田谷	
	下馬	世田谷	
	新町	玉川	
	成城	砧	
	瀬田	玉川	
	世田谷	世田谷	
	祖師谷	砧	
	た行	太子堂	世田谷
		代沢	北沢
代田		北沢	
玉川		玉川	
玉川台		玉川	
玉川田園調布		玉川	
玉堤		玉川	
千歳台		砧	
弦巻		世田谷	
等々力		玉川	
な行	中町	玉川	
	野毛	玉川	
	野沢	世田谷	
は行	八幡山	烏山	
	羽根木	北沢	
	東玉川	玉川	
	深沢	玉川	
	船橋	砧	
ま行	松原	北沢	
	三宿	世田谷	
	南烏山	烏山	
	宮坂	世田谷	
や行	用賀	玉川	
わ行	若林	世田谷	

1 5 総合支所街づくり課案内図

相談・提出はご計画地を所管する総合支所街づくり課へ

窓口受付時間

8時30分～17時00分

閉庁日

土・日・祝日、年末年始

世田谷総合支所 街づくり課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区役所
 第1庁舎4階(4/12まで) 西棟2階(4/15から)
 5432 - 2460



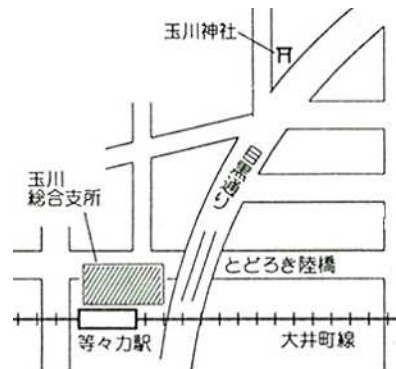
北沢総合支所 街づくり課

〒155 - 8666 世田谷区北沢 2-8-18
 北沢タウンホール内
 5478 - 8076



玉川総合支所 街づくり課

〒158 - 8503 世田谷区等々力 3-4-1
 3702 - 4573



砧総合支所 街づくり課

〒157-8501 世田谷区成城 6-2-1 3482 - 1398



烏山総合支所 街づくり課

〒158-8555 世田谷区南烏山 6 - 22 - 14
 3326 - 9618



提出・問い合わせ先

ご計画地の管轄区域をご確認のうえ、各総合支所街づくり課にお問い合わせください。

総合支所	管轄区域（町別）	電話番号	ファクシミリ
世田谷総合支所	池尻（4丁目33番～39番を除く）・上馬・経堂・駒沢（1、2丁目）・桜・桜丘・三軒茶屋・下馬・世田谷・太子堂・弦巻・野沢・三宿・宮坂・若林	(5432)2460	(5432)3055
北沢総合支所	赤堤・池尻（4丁目33番～39番のみ）・梅丘・大原・北沢・豪徳寺・桜上水・代沢・代田・羽根木・松原	(5478)8076	(5478)8019
玉川総合支所	奥沢・尾山台・上野毛・上用賀・駒沢（3～5丁目）・駒沢公園・桜新町・新町・瀬田・玉川・玉川台・玉川田園調布・玉堤・等々力・中町・野毛・東玉川・深沢・用賀	(3702)4573	(3702)0942
砧総合支所	宇奈根・大蔵・岡本・鎌田・喜多見・砧・砧公園・成城・祖師谷・千歳台・船橋	(3482)1398	(3482)1471
烏山総合支所	粕谷・上北沢・上祖師谷・北烏山・給田・八幡山・南烏山	(3326)9618	(3326)6159



みどりの計画書兼みどりの計画確認書提出の手引き 令和6年4月発行

編集・発行 世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課 6432-7905

審査に関するお問い合わせは 各街づくり課へ お願いします